

氏 名 向平 純也

登録番号 第 01130007 号

事務所名称 社会保険労務士ジャスティス法務事務所

事務所所在地 北海道函館市亀田中野町 314 番地9

所属社会保険労務士会 北海道社会保険労務士会

処分内容 1か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和3年 10 月 14 日から1か月)

処分理由 A社及びB社(以下「事業主」という。)に係る両立支援等助成金(出生時両立支援コース(育児休業/個別支援加算))(以下「個別支援加算」という。)の支給申請に際し、事業主が対象男性労働者と面談した日(A社は令和2年3月 16 日、B社は令和2年3月 11 日)において実際には使用していない「育児休業を取得してみませんか?」と題するリーフレットを作成し、個別支援加算支給申請書に添付し、令和2年5月 29 日、北海道労働局長あて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実反して申請書の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。